

福岡県公報

平成十九年一月二十二日
第二千六百三十二号
増刊 ①

目次

人事委員会

○福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ……………一

人事委員会

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年一月二十二日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則(平成元年十月福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第四十七条」を「第四十五条及び第四十七条」に改める。

第九章中第四十五条を第四十五条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(採用試験の委任)

第四十五条 警察官採用試験及びこれに伴う名簿の作成等に関する事項は、警察本部長に委任する。

2 警察本部長は、前項の規定に基づき、合格者の決定及び名簿の作成を行う場合には、あらかじめ人事委員会と協議しなければならない。

3 警察本部長は、当該試験が終了したときは、速やかに、書面でその結果を人事委員会に報告しなければならない。

第四十八条第二項中「第四十五条第二項」を「第四十五条の二第二項」に改める。

別表第二(第八条関係) 試験種目の欄中「面接試験 適性検査」を「人物試験」に改め、備考の第六号中「面接試験」を「人物試験」に改め、第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この規則の施行の際現に人事委員会から委任を受けて実施中の選考の実施並びに競争試験に関する事項並びに採用選考及び昇任選考に関する事項については、なお従前の例による。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)